

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

No.164

**[共通] 問 1** 次の建築物のうち、当該建築物の大規模の模様替えをしようとする場合に、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築基準法上、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならないものを一つ選びなさい。ただし、いずれも高さが13m、軒の高さが9mであるものとする。

- (1) 老人福祉施設と事務所からなる階数が2の木造の建築物で、延べ面積が400m<sup>2</sup>、老人福祉施設の用途に供する部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>のもの
- (2) 階数が2の木造の建築物で、延べ面積が500m<sup>2</sup>のもの
- (3) 階数が2の木造以外の建築物で、延べ面積が100m<sup>2</sup>のもの
- (4) 階数が1の木造以外の建築物で、延べ面積が200m<sup>2</sup>のもの

**[消防設備] 問 1** 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置の要否の判断要件の一つとして、「防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計」という要件が定められている。次の防火対象物の部分のうち、当該部分の使われ方に係る要件として、この総務省令で定める部分に該当するものを1つ選びなさい。

- (1) 通信機器室、電子計算機器室、電子顕微鏡室その他これらに類する室
- (2) エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室
- (3) 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所
- (4) レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

**[消防設備] 問 2** 避難はしごのうち4階以上の階に設けるつり下げはしごに関する技術上の基準として、消防法令上誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) つり下げはしごは、不燃性のものであること。
- (2) 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設け、かつ、取付け具は避難器具用ハッチとすること。ただし、当該つり下げはしごを使用する際の落下を防止するための措置が講じられているものについては、この限りでない。
- (3) つり下げはしごの降下口は、直下階の降下口と相互に同一垂直線上にない位置に設けること。ただし、避難上及び安全上支障のないものについては、この限りでない。
- (4) つり下げはしごの横さんは、使用の際、防火対象物から

10cm以上の距離を保有することとなるように設けること。

**[防火査察] 問 1** 消防法(以下「法」という。)に基づく違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第3条第2項中の「確知」とは、名あて人が現場に居合わせる場合等、氏名及び住所を知ることができる場合に限らず、その者を特定することのできる場合全般をさすものである。
- (2) 法第3条第2項の規定による措置を行った場合の費用については、費用の額及び納期日を定め、本来の措置の履行義務者に対して、配達証明付き内容証明郵便等により請求する必要がある。請求したにもかかわらず相手方が支払わない場合は、国税徴収法の例により強制徴収ができる。
- (3) 法第5条第1項に基づき堅穴区画を構成する防火戸の改修命令を発動した際の、同法第3項等に基づく標識は、防火対象物全体にかかる措置命令なので主要な出入口に設置する必要がある。なお、出入口の使用状況から判断して、一箇所の標識の設置では不十分な場合は、複数設置することはできる。
- (4) 法第5条の3第2項、ただし書き、「緊急の必要のあると認めるとき」とは、早急に火災予防等の危険を排除する必要がある場合で、相手方に公告の内容を伝える暇のないときのことである。

**[防火査察] 問 2** 消防法(以下「法」という。)に基づく立入検査及び違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第45条の両罰規定は、事業主が、従業者の選任監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を問うものである。告発で両罰規定を適用する際には、使用人又は従業員等の行為による利益を事業主が受けるなど、違反行為が事業主の業務の範囲内であることを違反調査(供述等)で明確にする必要がある。
- (2) 法第4条第1項に基づく資料提出命令により資料を提出させる際は、関係者に所有権を放棄するか否かを記載した提出書に必要な資料等を添えて提出させ、放棄する場合は「受領した旨」、放棄しない場合は「保管する旨」を記載した用紙を関係者に交付するなどの対応をする必要がある。
- (3) 消防法第8条の2の3第5項に違反した者(特例認定を受けた防火対象物における変更前の管理について権原を有する者)を過料に処すためには、消防機関が違反事実を特定し、規定違反として、告発をする必要がある。

消防車両及び現業救護所は警戒区域外に部署する。

## 予防技術検定模擬テスト

### 〔共通〕

#### 問1 答 (3)

**解説** 本問は「大規模な模様替え」をしようとする場合について問うている。「大規模な模様替え」とは、「建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替え」のことであり(建築基準法(以下「建基法」)第2条第15号)、建築確認にかかる建基法第6条第1項については、第1号から第3号が適用される。

ちなみに、「建築」とは「建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること」であり(建基法第2条第13号)、建築確認については建基法第6条第1項第4号も適用されるため、「建築」をしようとする場合は、都市計画区域内等であれば、ほとんどの建築物は建築確認の対象となる。

老人福祉施設は、建基法別表第1(イ)欄(2)項で「その他これらに類するもので政令(第19条及び第115条の3第1号)で定めるもの」に該当するため特殊建築物であるが、事務所は特殊建築物には該当しない。

本設問では、老人福祉施設の用途に供する部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>であるので、大規模な模様替えの際には、用途的には建築確認の対象とならない(建基法第6条第1項第1号)。また、延べ面積400m<sup>2</sup>、高さ13m、軒の高さ9mでは、木造2階建て建築物の場合の同条第2号の要件も満たしていない。以上から、当該建築物の「大規模な模様替え」は建築確認の対象とはならない。

なお、建基法第6条第1項第1号は、以前は「別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100m<sup>2</sup>を超えるもの」とされていたので、当該面積が200m<sup>2</sup>であれば大規模な模様替えの場合も当然建築確認の対象であり、消防同意の対象でもあったのだが、令和元年6月25日以降は、建築確認及び消防同意の対象外となっている。

建基法第6条第1項第2号により、建築確認の対象外である。

木造以外の建築物で階数が2以上であれば、建基法第6条第1項第3号により、建築確認の対象である。

建基法第6条第1項第3号により、建築確認の対象外である。

### 〔消防設備〕

#### 問1 答 (4)

**解説** 特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、その水源及び水圧を水道に頼る設備であり、費用的には設置し易いが、断水した場合は作動不能になるほか水圧

や散水量にも一定の限界があるため、大規模な施設には用いることができないこととされている。この場合の施設規模の判断は、延べ面積によるのではなく、「防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計」により判断することとされている(令12条2項3号の2)。

この「総務省令で定める部分」は、規則13条の5の2で定められており、第1号に掲げる規則13条3項7号又は8号に掲げる部分であって、第2号に掲げる防火上の措置が講じられ、かつ、第3号に掲げる床面積と階に関する要件を満たしている部分とされている。同条には、当該部分の面積は防火対象物の延べ面積の2分の1を上限とするという要件もあるので留意する必要がある。

選択肢のうち(4)が規則13条3項8号に該当するため正解となる。ちなみに、選択肢(1)は同項2号、(2)は同項3号、(3)は同項4号に掲げる部分であり、いずれも間違いの肢である。

なお、令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロ等に掲げる防火対象物については、延べ面積にかかわらず、原則としてスプリンクラー設備を設置しなければならないが、「基準面積」が1,000m<sup>2</sup>未満で、かつ一定の構造を有する等の場合には設置することを要しないとされている(規則12条の2第1号)。この基準面積は、上記の「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」にかかる令12条2項3号の2に規定する床面積の合計をいうこととされている。

#### 問2 答 (1)

**解説** 避難はしごのうちつり下げはしごに関する基準は、規則27条1項5号に定められている。

- (1) 規則27条1項5号ニ(イ)により、つり下げはしごは金属製としなければならないため、間違い。
- (2) 同号ニ(ロ)により正しい。
- (3) 同号ニ(ハ)により正しい。
- (4) 同号ハ及び同号ニ柱書きにより正しい。

### 〔防火査察〕

#### 問1 答 (2)

**解説** (1) 「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」の送付について(平成14年10月24日付、消防安第107号消防庁防火安全室長通知(以下「107号通知」という。))により適当。

- (2) 107号通知により、請求したにもかかわらず相手方が支払わない場合は、保管費用の徴収と異なり強制的に徴収することはできないため、民事上の給付の訴えを起こして費用の支払いを求めるので、不適当。
- (3) 107号通知により適当。
- (4) 107号通知により適当。